

要保管

お申込みにあたっては、
必ず本書面の内容をよくお読みください。

株式会社 mana ご案内(概要書面)

株式会社 mana の事業は、特定負担が無い**ため、組織販売(いわゆるネットワークビジネス)には該当しません。**(特定負担とは、会員になるために必ず支払わなくてはならない経済的な負担を言います。)

『スマホ等で友人にホームページを紹介する広告手法が、次々とつながっていくスタイル』なので、ネット広告の拡張版というべき新しい事業形態であると考えています。

しかし、外部から見た際に、『人から人に紹介がつながる』という部分だけをとらえて、組織販売と見なされる可能性があります。そのため、念のために組織販売で交付が義務付けられている、本書面を作成しています。

特定商取引に関する法律:第 37 条 1 項

この書面は、「特定商取引に関する法律」によって、株式会社 mana が主宰する事業に安心してご参加いただけるように、また消費者の保護を確保するために、交付する事が義務付けられているものです。

会員登録(弊社でいう mana*n-chu 登録)にあたっては、本書面の内容をしっかりと読みいただくとともに、紹介者からの説明を十分にお聞きいただき、ご理解とご納得をされた上で、ご加入いただきますようお願いいたします。

紹介者記入欄

交付年月日 年 月 日

氏名:	電話番号:
mana*n-chu コード(会員番号):	
住所:	

趣旨・目的

株式会社 mana が展開する mana*n-chu(会員)は、誰もが求める「若さと健康」をより多くの方々がお手軽に維持出来ることを願って考え出された事業企画です。

株式会社 mana が、自信を持ってお勧めする manaWave と manaBalance は、日々、簡単に使う事が出来、心と体の健康を維持するのに役立てていただける健康機器です。これらの機器を所有するのではなく、サブスク(一般用語でいうレンタル)というスタイルで『必要な方に、必要な時、必要な期間使っていただく』ことで、幅広く普及させることができ、世の中に貢献できると確信しています。

そして、その普及のためには、皆さまのお力が必要で、ぜひ、趣旨をご理解いただき、ご納得いただけたら、mana*n-chu にご参加いただけると幸いです。皆さまに manaWave と manaBalance の普及に携わっていただける事を願っております。

1. 会社案内

■会社概要 株式会社 mana

代表取締役 佐々木耕司

設立 2013年6月

〒659-0061 兵庫県芦屋市上宮川町 9-4 0AZO 芦屋 503

電話番号 0797-21-2025 FAX 番号 0797-21-2026

2. 取扱製品

■健康機器

manaWave, manaBalance (サブスク利用)

サブスクとは、月額利用料金の支払いで、当該機器を1ヶ月単位で使用する利用方法です。保守料も込みです。一般にレンタルと言われる利用方法で、1ヶ月毎に自動継続しますが、利用期間のしぼりは無く、1ヶ月単位でいつでも解約する事が出来ます。さらに長期間継続利用すると、割引になります。

①manaWave (サブスク利用)

パルス磁気を気になる部分に当てるだけで、健康維持をサポートする機器。頭やのど、肩やひざ、お腹や背中など、どこに当ててもOKです。



manaWave サブスク利用料金 (mana*n-chu 登録済みの方)

・3年間月額 8,800 円(税込)、3年以後月額 3,960 円(税込)

・保証金 50,000 円(非課税)。

※保証金は、サブスク解約時に返金します。また、継続利用の場合は、2年継続利用後に返金します。

・新品チョイスオプション 11,000 円(税込) (新品を使用したい場合)

・1, 2, 4, 6 か月目のみサブスク利用中の現品を購入可能
1 か月目: 308,000 円(税込)、2 か月目: 299,200 円(税込)、
4 か月目: 288,640 円(税込)、6 か月目: 277,200 円(税込)

※保証金や新品チョイスオプション料金を差引きます。

②manaBalance (サブスク利用)

『少しだけ周波数が違う音を左右の耳から別々に聴く』と、聴くだけで自然に心が落ち着く健康機器です。



manaBalance サブスク利用料金

(mana*n-chu 登録済みの方)

・2年間月額 3,080 円(税込)、2年以後月額 1,540 円(税込)

・保証金 10,000 円(非課税)。

※保証金は、サブスク解約時に返金します。

また、継続利用の場合は、2年継続利用後に返金します。

・新品チョイスオプション 5,500 円(税込) (新品を使用したい場合)

・1, 2, 4, 6 か月目のみサブスク利用中の現品を購入可能
1 か月目: 52,360 円(税込)、2 か月目: 49,280 円(税込)、
4 か月目: 45,584 円(税込)、6 か月目: 41,580 円(税込)

※保証金や新品チョイスオプション料金を差引きます。

■mana*n-chu 登録済みの方のサブスク利用料金

mana*n-chu 登録済みの方は、サブスク利用を割引料金で利用できます。さらに長期間継続利用すると割引になります。

3. mana*n-chu(会員)登録

■mana*n-chu(会員)入会資格

- ① mana*n-chu の趣旨を理解し、その趣旨に賛同していること。
- ② 満 20 歳以上の成人であること。法人の場合は、その代表者が満 20 歳以上であること。
- ③ mana*n-chu(会員)資格を有する紹介者がいること。
- ④ 日本国籍を持たない場合、外国人登録証明書、並びに日本国内での販売活動が可能なる留資格が必要です。
- ⑤ 現在既に mana*n-chu(会員)資格を有している方は、新たに別の mana*n-chu(会員)登録をすることは出来ません。
- ⑥ 過去に弊社から、除名処分等により mana*n-chu(会員)資格を喪失したことがないこと。
- ⑦ 過去に mana*n-chu(会員)登録をしていたことがある方は、mana*n-chu(会員)資格喪失日から 6 か月以上経過していること。
- ⑧ 反社会的団体関係者・成年後見人・被保佐人でないこと。

■mana*n-chu(会員)登録の方法と登録時に発生する費用(特定負担)

- ① **登録時にご負担いただく費用(特定負担)は、一切ありません。取扱商品のサブスク利用も必須ではありません。**
- ② 必ず、紹介者から送られた登録用 URL から mana*n-chu 登録 Web ページにスマートフォン、もしくはパソコンからアクセスし、必要事項を記入してお申込みください。
- ③ 1 人1登録しか出来ません。重複して登録した場合は、登録が無効になります。

4. mana*n-chu(会員)の登録解除、資格の権利抹消

■次の①～⑥のいずれかに該当する場合は、mana*n-chu(会員)登録は解除され、その資格、権利は抹消になります。

- ① 本人より、書面で会社宛に解約の申し入れがあった場合。
- ② 本人が死亡し、二親等以内の相続者、または会社が承認する相続者がいない場合。
- ③ 弊社の名誉を傷つけたり、mana*n-chu 事業全体に不利益をもたらす行為をした場合。
- ④ 他の mana*n-chu(会員)及び一般ユーザーから弊社に頻繁にクレーム、苦情などが寄せられた場合。
- ⑤ 次に掲げる不適格者に該当する場合
 1. 弊社の方針から逸脱した行為があった者。
 2. 特定商取引に関する法律・薬機法・景表法・不競法・医師法・刑法など法律に違反した者。
 3. 登録内容に虚偽の報告をした者。
 4. 株式会社 mana が主催する会合、説明会等で他社製品の販売や、他のビジネスの勧誘を行った者。
 5. 公序良俗に反する行為をした者。
 6. 反社会的団体関係者・成年後見人・被保佐人であることが分かった場合。
- ⑥ 上記項目①の理由で登録が解除になった場合は、6 ヶ月経過後に再登録をすることができます。ただし、弊社の承認が必要です。

5. 取扱製品のサブスク利用の申込み方法と解約方法

■1. 取扱製品のサブスク利用は、弊社指定の方法でお申込み下さい。

- ① mana*n-chu(会員)本人が、取扱製品のサブスク利用を希望される方は、**ご本人のマイページから、利用申込をして下さい。**ご本人

のマイページから利用申込をすると、mana*n-chu の割引料金が適用になります。

※ご本人のマイページ以外から利用申込をすると、一般の利用料金になりますので、ご注意ください。

- ② mana*n-chu(会員) 登録しない一般の方が、取扱製品のサブスク利用を申込み場合は、利用申込の際、紹介者欄に mana*n-chu コードを記入してもらって下さい。マイページに mana*n-chu コード付きの URL を送る機能がありますが、mana*n-chu コード付きの URL から申込を行うと自動的に紹介者欄に mana*n-chu コードが入るので、便利です。
- ③ 支払い方法
申込時の一時金(初月利用料金、オプション料金、保証金)の支払方法は、クレジットカード決済、口座振込、代金引換払いが利用できます。(代金引換の場合、所定の手数料が掛かります) 月々の利用料金の支払方法は、クレジットカード決済、コンビニ払いが利用できます。

■2. サブスクの解約方法

サブスクの利用を解約する場合は、サブスクで利用していた機器を弊社まで返却してください。日割り計算はございませんので、月単位での解約処理となります。保証金は、中途解約後、取扱製品を当社に返却いただけない場合、あるいは返却していただいた製品に著しい損傷が発生していた場合に充当させていただきます。また、それ以外の金額を請求させていただくことがあります。

■3. お申込み時の注意事項

- ① サブスク申込された製品は、会社から、お申込者の指定の場所に配達されます。
- ② 万一、製品に不良があった場合は速やかに、着払いにて会社までご返品ください。交換いたします。

6. 広告料(ご紹介のお礼)の仕組み(特定利益)

■1. 広告料の仕組みは、製品毎に料金、価格とは別に設定されたポイント(MV)をベースに計算されます。

※ポイントが0の項目は、広告料の対象外となります。

	ポイント(MV)	一般価格(税込)	mana*n-chu 価格(税込)
Wave サブスク月額 当初3年間	10,000	11,000	8,800
Wave サブスク月額 3年以後	4,500	4,950	3,960
Wave 新品チョイス	0	11,000	11,000
Wave サブスク保証金(税なし)	0	50,000	50,000
Wave 1か月目購入	350,000	385,000	308,000
Wave 2か月目購入	340,000	374,000	299,200
Wave 4か月目購入	328,000	360,800	288,640
Wave 6か月目購入	315,000	346,500	277,200
Balance サブスク月額当初2年間	3,500	3,850	3,080
Balance サブスク月額 2年以後	1,750	1,925	1,540
Balance 新品チョイス	0	5,500	5,500
Balance サブスク保証金(税なし)	0	10,000	10,000
Balance 1か月目購入	59,500	65,450	52,360
Balance 2か月目購入	56,000	61,600	49,280
Balance 4か月目購入	51,800	56,980	45,584
Balance 6か月目購入	47,250	51,975	41,580

■2. 一般の方(mana*n-chu 登録しない方)が利用する場合の広告料

紹介した方が mana*n-chu 登録せずに mana 製品のサブスクを利用する場合、ポイントの20%で計算し広告料としてお支払いします。

	manaWave サブスク月額		manaBalance サブスク月額	
	当初3年間	3年以後	当初2年間	2年以後
ポイント(MV)	10,000	4,500	3,500	1,750
広告料(税込円) ポイントの20%	2,200	990	770	385

■3. 紹介した人も mana*n-chu に登録する場合の広告料

紹介した人が、mana*n-chu に登録し、mana*n-chu の輪が広がった場合、広がった先 10段階先までの mana*n-chu 方々のポイントの1%~10%の広告料をお支払いします。

(1段階先 5%, 2段階先 3%, 3段階先 10%, 4段階先 5%, 5~9段階先 1%, 10段階先 2%)

紹介先の mana*n-chu	広告料のパーセント	manaWave サブスク(税込 円)		manaBalance サブスク(税込 円)	
		当初3年間 (10,000MV)	3年以後 (4,500MV)	当初2年間 (3,500MV)	2年以後 (1,750MV)
1段階目	5%	550	247	192	95
2段階目	3%	330	148	115	57
3段階目	10%	1,100	495	385	192
4段階目	5%	550	247	192	95
5段階目	1%	110	49	38	18
6段階目	1%	110	49	38	18
7段階目	1%	110	49	38	18
8段階目	1%	110	49	38	18
9段階目	1%	110	49	38	18
10段階目	2%	220	99	77	38

■4. 広告料のお支払い

- ① 広告料は、毎月、月末締め翌々月 20 日に、登録された金融機関の指定口座にお振込みいたします。(土日祝日の場合は、翌営業日)
- ② 広告料のお支払いの振込手数料として、一律 330 円(税込)をお支払い額から差引いてお支払いします。
- ③ 広告料の金額が、5,000 円に満たない場合、翌月に繰越し合算し、合計で 5,000 円以上になってからお支払いします。(翌月に繰越しても 5,000 円に満たない場合は、さらに翌月、翌々月と 5,000 円を超えるまで繰返し、広告料の累計額が合算で 5,000 円を超えてからお支払いします。)

7. mana*n-chu(会員)資格の権利譲渡と継承

mana*n-chu(会員)は、会員資格の権利を第三者に譲渡することはできません。但し、本人が死亡した場合は、会社規約に従って、会社が認められた場合に限り、譲渡することが出来ます。

この場合、本人死亡後、早期に変更届けを提出し、登録内容の変更手続きを行ってください。

法人の場合、社名変更された時は、新たに会社の印鑑証明書をご提出ください。代表者変更の場合も同じように新しい印鑑証明書をご提出ください。

8. mana*n-chu の紹介、勧誘にあたっての注意

■遵守すべき重要事項

- ① mana*n-chu(会員)を勧誘するとき、「概要書面」を必ず交付し、身分を明らかにしなければなりません。そのため自分の住所・氏名・電話番号などを明示することが必要です。また、「クーリングオフ」という無条件で解約可能な制度があることも必ず説明しなければなりません。
- ② 取扱製品の種類、特徴、特定負担、特定利益、解約の仕方など、ビジネスの規則をしっかりと説明しなければなりません。
- ③ mana*n-chu(会員)勧誘に際し、②の項目に関し、虚偽・誇大表現、または誤解を招くような説明をしてはいけません。
- ④ 勧誘時、あるいは申込撤回時に、告知すべきことを故意に隠したり、相手を威迫したり、困惑を与える説明や行為をしてはいけません。
- ⑤ 製品利用代金、保証金の立て替えや、融資の斡旋、また架空名義での申込、名義の貸借はしてはいけません。
- ⑥ 一部の mana*n-chu(会員)の成功例を出して「全員が成功する」「必ず儲かる」という話をしてはいけません。
- ⑦ 会社の許可なく株式会社 mana の商号や製品名を使って広告(インターネットを含む)をしたり、販促物を勝手に作成してはいけません。
- ⑧ 勧誘目的を隠して、公衆の出入りしない場所においてビジネスの勧誘をしてはいけません。
- ⑨ 会社や mana*n-chu(会員)に迷惑をかける行為や損害を与える行為をしてはいけません。

9. 契約内容の改正

株式会社 mana は、社会情勢の変化、経済事情の変動、消費者保護、あるいは関連法規の改定などに伴い、より良き状態を維持するため、契約内容、販売プログラムやルール等の内容を改定する権利を有します。

10. 抗弁権の接続について

当社との間で、クーリングオフ、契約取消、契約不適合責任による解除などの抗弁事由がある場合には、包括信用購入あっせん業者もしくは個別信用購入あっせん業者に対して、その事由をもって対抗し、支払い請求を拒むことができます。

11. 不特定多数に対する SNS の活用について

mana*n-chu(会員)の勧誘や、mana 製品の紹介に不特定多数に対する SNS を活用する事は、一切禁止します。※不特定多数に対する SNS とは、Twitter、Instagram 等の多数の人に情報を発信する SNS を言います。お知り合いの間で情報をやり取りする SNS は、問題なく活用出来ます。

12. 個人情報について

お客様から得た個人情報は厳重に管理し、以下の用途に限定して使用させていただきます。

- ① 新商品発売のお知らせ
- ② イベント情報のお知らせ
- ③ 商品開発の際の参考資料

13. 定型約款制および内容の変更

mana*n-chu(会員)登録の申込に際しては、概要書面(及び契約書面、以下同じ)記載のすべての内容を確認してください。当社は、mana*n-chu(会員)登録の申込があった場合には、概要書面に同意したものとみなします。概要書面は民法548条の2が定める定型約款に該当し、登録したmana*n-chu(会員)は、mana*n-chu(会員)登録を行った際は、概要書面記載の内容に同意したものとみなされます。

14. 概要書面の変更

当社は、以下の場合に、当社の裁量により、概要書面を変更することができます。

- ① 概要書面の変更が、mana*n-chu(会員)の一般の利益に適合する場合。
- ② 概要書面の変更が、利益契約をした目的に反せず、かつ変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- ③ 当社は前項による概要書面の変更にあたり、変更後の概要書面の効力発生日の前に相当な期間をもって、概要書面を変更する旨及び変更後の概要書面の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトに掲示し、また当社が必要と判断した会員に対し、電子メール等、当社が適切と考える手段で通知します。
- ④ 当社が mana*n-chu(会員)に前項の方法を持って変更後の概要書面の内容を通知し、変更後の概要書面の効力発生日以後に、mana*n-chu(会員)が、mana*n-chu(会員)契約を利用した場合(商品の購入、サブスク利用、新規勧誘活動、報酬の請求・受領等)、mana*n-chu(会員)は、概要書面の変更に同意したものとみなします。

■クーリングオフのお知らせ

クーリングオフとは、特定商取引に関する法律により定められた規定で、商品を受領した日、あるいは契約書面の受取日どちらか遅い日から起算して 20 日間は、理由の如何を問わず、書面にて会員契約の解除及び商品の返品を行うことができます。

この場合、支払い済みの商品代金は、速やかに全額お返しするとともに、返品にかかった費用は、会社がすべて負担致します。また、この件に関して会社より損害賠償金や違約金など、いっさい請求されることはありません。

●クーリングオフ期間が経過していても①不実のことを告げられ誤認した場合、②威迫を行われ、困惑してクーリングオフを行えなかった場合は、改めて、クーリングオフ妨害解消のための書面を受け取り説明を受けた時から 20 日を経過するまではクーリングオフが出来ます。

●クーリングオフの申し出は、下記の要領で、お書き下さい。正式な書面の発信日(郵便局の消印日)から効力は発生致します。(簡易書留が確実です)

郵便はかき 6590061	お申込日 令和 年 月 日
切手	●契約者名 mana*n-chu(会員番号)
株式会社 mana 行	●住所
兵庫県芦屋市上宮川町9-4 OAZO 芦屋503	右記日付の申込み契約は解除いたします。

株式会社 mana

〒659-0061 芦屋市上宮川町 9-4 OAZO 芦屋 503

TEL : 0797-21-2025 (平日 10:00~17:00)

E-mail : info@mananchu.jp

WebPage : <https://www.mananchu.jp/>

202110 Ver2.0